

V 学生生活

1. 大学での生活

1) 学籍番号

入学と同時に、学生ごとに固有の学籍番号が与えられます。この学籍番号は、本学が交付する学生証の番号でもあり、在学中すべてのデータに反映され、卒業後も変更されることはありません。

学籍番号は、試験を受けるとき、図書館を利用するとき、学割発行や通学定期券購入のときなど、あらゆる手続きに必要となりますので、正確に記載してください。

(学籍番号 (6桁) のしくみ) ○^①○ ○^② ○○^③○

①入学年度を表します。ただし、編入学、再入学、転学部・転学科した学生は学則適用年度を表しています（西暦の下二桁）。

②学部を表します。教育学部は「e」、看護学部は「n」です。

③個人番号を表します。

2) 学生証

- (1) 学生証は、本学に在籍している学生であることを証明するものです。
- (2) 在籍中は常に携帯し、求められる時はいつでも提示しなければなりません。主に図書館利用時や試験時に提示を求められます。また、通学定期券の購入や学割証の利用時にも提示が求められます。
- (3) 学生証を紛失した時は、学生課に直ちに届け出てください（届出書類「盗難・遺失物・拾得物届」）。
- (4) 学生証の記載内容に変更が生じた場合は、学生課に届け出てください（届出書類「身上異動届」）。
- (5) 学生証の有効期間を経過した時は、再発行の手続きをしてください。
- (6) 学生証を再発行する場合は教務課で手続きをしてください（届出書類「証明書発行願」）。
- (7) 卒業または退学等によって、学籍を離れた時には、直ちに学生課に返還してください。

3) 身上異動

入学手続き時に届け出た情報に変更があった場合は、すみやかに学生課へ届け出てください。届け出を忘れると、重要な連絡が伝わりません。

学納金振込用紙などは、保証人宛に送られます。保証人住所に変更があった場合も、必ず届け出てください。

- (1) 本人の現住所・電話番号の変更
- (2) 戸籍上の変更（改姓・家族の死亡等）
氏名等の変更の際には、戸籍抄本の添付をしてください。
- (3) 保証人の変更
- (4) 保証人の住所・電話番号の変更

4) 通学証明書

公共交通機関で通学する学生は、居住地の最寄り駅から本学までの最短区間で通学定

V 学生生活

期券を購入することができます。

- (1) 通学定期券を購入する際は、本学発行の通学証明書が必要です。
- (2) 通学証明書は、原則として毎年4月に学生課より発行し、その後1年間有効です。
- (3) 下記の事象が生じた場合、学生課へ届け出てください。

- ①紛失
- ②転居
- ③通学経路変更
- ④その他

※紛失の場合を除き、使用中の通学証明書の提出が必要です。

- (4) 通学証明書の裏面に記載されている使用上の注意事項を厳守してください。

5) 実習用通学定期証明書

- (1) 実習用通学定期券は、実習のために大学以外の場所に1か月以上通う場合に適用される通学定期券です。通常の通学定期券とは異なり、学生証と通学証明書で購入することはできません。また、現在のところ、ICカードでは発行されませんので公共交通機関の窓口で手続きを行います。
- (2) 実習用通学定期券の使用を希望する場合は、本学においてとりまとめ、公共交通機関へ申請手続きを行います。公共交通機関の承認後に、実習用の通学証明書を発行するため、実習開始の約1ヶ月前までに申し込みを行う必要があります。
申し込み方法については、別途案内します。

6) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としてJR各社で設けられている運賃割引制度です。

- (1) 学割証は片道乗車区間の距離が100kmを越えて旅行する場合に限り使用できます。
- (2) 学割証の発行を希望する場合は、学割証発行願に必要事項を記入し、学生課へ提出してください。発行は証明書の発行に準ずるものとします。
- (3) 学割証は記名本人に限り使用できます。学割証の裏面に記載されている使用上の注意を厳守してください。
- (4) 未使用の学割証は学生課に返却してください。

7) 各種届（願）・各種証明書

様式データは、**Campus Plan** ポータルのキャビネット『学生課』にアップしていますので確認してください。

受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00

※事務の取り扱い時間が変更になる場合は別途案内します。

V 学生生活

(1) 各種届 (願)

【学生生活に関する届・願】

| 書類名 | 取扱部署 |
|-------------|------|
| 休学願 | 教務課 |
| 退学願 | |
| 復学願 | |
| 転学部願 | |
| 再入学願 | |
| 留学届 | |
| サークル活動設立願 | 学生課 |
| サークル活動計画書 | |
| サークル活動報告書 | |
| ボランティア活動参加届 | |
| 身上異動届 | |
| 自転車通学許可願 | |
| 奨学金 | |
| 海外渡航届 | |
| 盗難・遺失物・拾得物届 | |
| 施設使用願※ | |
| 修学支援申請書 | |

※利用可能施設については、『4. 学内施設』を確認してください。

【学業・成績に関する届・願】

| 書類名 | 取扱部署 |
|--------|------|
| 公欠届 | 教務課 |
| 追試験受験願 | |
| 再試験受験願 | |
| 成績照会願 | |

(2) 各種証明書

各種証明書の発行にあたっては、各取扱部署で手続きを行ってください。

① 受付時間

月曜～金曜 8:45～17:00

② 受取・取扱時間

午前申込→翌日 14:20 以降 (受け取りは窓口のみ)

午後申込→翌々日以降 (受け取りは窓口のみ)

③ 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、提出すること。

| 証明書類 | 手数料 | 取扱部署 |
|------------------------------|-------|------|
| 在学証明書 ※ | 300 円 | 教務課 |
| 在籍証明書 ※ | | |
| 卒業証明書 ※ | | |
| 卒業見込証明書 ※ | | |
| 成績証明書 ※ | | |
| 単位修得証明書 | | |
| 単位修得見込証明書 | | |
| 免許状取得見込証明書 | | |
| 保育士資格取得見込証明書 | | |
| 社会福祉主事任用資格取得見込証明書 | | |
| 健康診断書 | | |
| 学力に関する証明書 (教員免許申請に関する証明書) | 500 円 | 教務課 |
| 保育士試験免除科目証明書 | | |
| 英文書類 (※のみ対応可) | | |
| 学生証 (再発行含む) | | |
| 通学証明書 (実習用含む) | 無料 | 学生課 |
| 学生・生徒旅券運賃割引証 (学割証) | | |

8) 学生ロッカーについて

本学では、在籍中全学生に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次のことに注意してください。

- (1) ロッカーは、教育学部は1号館、看護学部は2号館に設置されています。入学後のオリエンテーション時にロッカーキーを配布します。
- (2) 盗難防止のために必ず施錠してください。
- (3) 現金や貴重品、危険物はロッカーに入れしないでください。
- (4) ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外には使用することはできません。他の学生にロッカーを貸すこともできません。違反して使用している場合は、保管されている荷物を取り出し、荷物の引き取りが3か月後に処分します。
- (5) 鍵の紛失等によりロッカーを開けることができなくなった場合は、学生課に連絡してください。なお鍵の再交付費用は個人負担です。
- (6) 卒業まで同じロッカーを使用しますので、シール等を貼ったりせず、常に清潔を心掛けきれいに使用してください。
- (7) ロックールームには私物を放置しないでください。拾得物として、一定期間保管後に処分の対象になります。

V 学生生活

9) 学納金等の納付

法人事務局より、納付期に振込用紙を送付します。

(1) 学納金等の納期

前期分 5月末日

後期分 10月末日

※納期に間に合わない場合、必ず学生課に申し出てください。

・納付方法

学納金等は、前期・後期ともに銀行振込により納付してください。

(2) 学納金

| 学部 | | 学納金 | 教育充実費 | 施設設備費 | 実習費 | 計 |
|------|-------|-----------|--------|---------|---------|-----------|
| 教育学部 | 1年前期 | 440,000 | 30,000 | 100,000 | — | 570,000 |
| | 1年後期 | 440,000 | 30,000 | 100,000 | — | 570,000 |
| | 2年次以降 | 880,000 | 60,000 | 180,000 | ※ | 1,120,000 |
| 看護学部 | 1年前期 | 570,000 | 30,000 | 150,000 | — | 750,000 |
| | 1年後期 | 570,000 | 30,000 | 150,000 | 80,000 | 830,000 |
| | 2年次以降 | 1,140,000 | 60,000 | 250,000 | 250,000 | 1,700,000 |

※教育学部の実習費は別途ご案内します。

(単位:円)

(3) 諸費

| 学部 | | 学生会費 | 教育会 入会金 | 教育会 年会費 | 学生保険料 (初年度のみ) | 計 |
|------|-------|-------|------------|------------|------------------|--------|
| 教育学部 | 1年前期 | 5,000 | 15,000 | 16,800 | 4,010 | 40,810 |
| | 1年後期 | — | — | — | — | — |
| | 2年次以降 | 5,000 | — | 16,800 | — | 21,800 |
| 看護学部 | 1年前期 | 5,000 | 15,000 | 16,800 | 4,720 | 41,520 |
| | 1年後期 | — | — | — | — | — |
| | 2年次以降 | 5,000 | — | 16,800 | — | 21,800 |

※諸費は予定であり変更となる可能性があります。

(単位:円)

10) 奨学金制度・学生保険制度

(1) 奨学金制度

本学の奨学金制度は、学院独自の奨学金と日本学生支援機構奨学金(JASSO)があります。

①学院独自の奨学金

募集期間等詳細は、入学後に学生課より学生ポータルにて連絡しますので、各自ご確認ください。

V 学生生活

| 名称 | 奨学金額 | 受給資格 |
|---------------------------|--------------------------|--|
| 育英奨学金(100周年記念奨学金)【給付】【貸与】 | 学納金年間相当額以内 | 入学後の家計の急変により、学費の支弁が困難な者。JASSO 貸与奨学金受給者であること。 |
| 大阪信愛 125周年記念奨学金【給付】 | 年間学納金半額相当額 (上限 50 万円) | 低所得世帯で就学困難な者。JASSO 貸与奨学金受給者であること。 |
| 幼きイエズス修道会・アンティエ奨学金【給付】 | 年額 300,000 円 | カトリック信徒で学資の負担が困難な者。JASSO 貸与奨学金受給者であること。 |
| レーヌ・アンティエ奨学金【給付】 | 年額 200,000 円 | 入学後の学業成績、生活態度が優秀な者。 |

②日本学生支援機構（JASSO）奨学金

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は国が実施しており、原則返還不要の給付奨学金と卒業後返還する貸与奨学金があります。手続きの方法等詳細については、学生ポータル等でお知らせします。

(2) 学生保険制度

全学生は在学期間を 4 年間とし、学生保険料を入学前にお支払いいただき、下記の保険に加入しています。入学時に配布される「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」は、内容を確認し、その保険加入者のしおりを在籍中、大切に保管してください。なお、在学期間 4 年間を超える場合はその年毎に保険料を追加でお支払いいただきます。

事故に際しては、LINE やアプリを利用して保険会社に届け出た後、学生課に届け出てください。

【全学生加入保険】

① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）通学特約付帯

在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体の傷害を被った場合に保険金が支払われます。また、住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

教育研究活動中とは、次の通りです。

ア 正課中

イ 学校行事に参加している間

ウ アあるいはイ以外で学校施設内にいる間

エ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）中

※「病気」はこの保険の対象となりません。なお、補償充実のため、任意保険を案内しています。

②学研災付帯賠償責任保険

日本国内外において学生が、正課、学校行事中、課外活動又はその往復において、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。

③接触感染予防保険金支払特約（看護学部のみ）

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。

【任意加入保険】

学生生活を24時間保障する「学研災付帯学生生活総合保険」へのご加入をご案内しております。

4年間の保険期間中、アルバイトや部活動での怪我や病気、事故に対応し、示談交渉サービスも付帯されております。また、地震や噴火、これらに伴う津波による怪我に対応する「天災危険補償特約」や365日24時間各種医療相談を受け付ける「メディカルアシスト」も付帯されております。

2. 学生生活上の基本事項及び留意事項

1) チューター制度

本学では学生生活を円滑に送るためにチューター制度をとっています。

学生ごとにチューター(教員)がつき、勉強はもちろん、進路や大学生活全般に至るまで、あらゆる面でアドバイスを受けられます。

入学時、前期・後期定期試験後に定期面談があります。それ以外でも何か困った時には、まずは気軽にチューターに相談してみましょう。

2) 行事

本学で行われる行事は本学の教育方針に対する理解を深め、一層の自己啓発に励むことを目的としています。学生と教職員が力を合わせ、全学をあげて行事に取り組むことにより、意義深いものを体得することができます。卒業後の社会において使命を果たすことができる資質を養うため、組織の中で自己をみがく機会を設けています。

また、本学はキリストの教え(建学の精神)に基づいて教育を行っており、教育の一環として、次の宗教行事を行います。

「入学感謝の祈り」、「クリスマスのミサ」、「看護学部実習前の祈り」

「看護師国家試験前の祈り」、「卒業感謝の祈り」

3) 課外活動

大学は正課授業を通じ、学問から知識を獲得することや思考の方法、学問を成り立たせている考え方を学ぶだけでなく、課外活動を通して創造性、自主性、社会性を培い、人間性の豊かな人格を形成するところでもあります。

したがって、正課の授業はもちろん、文化、スポーツ、ボランティア等に積極的に取り組

V 学生生活

むことが重要です。学生の皆さんが、積極的にサークル等の課外活動に参加することを期待します。

(1) 学生会

大阪信愛学院大学の全学生により組織され、学生の権利と責任に基づき、学生の生活や大学の学問・研究の自由を守るとともに、学生の自主的・民主的な学術・スポーツ活動の発展を促進する活動を行います。

①学生総会

学生会の最高議決機関であり、定期総会は4月に開催されます。

②執行委員会

学生総会の開催と自治委員会の招集を行います。

③自治委員会

学生総会に準ずる議決機関です。月1回開催し、大学の課題について討議します。

④大学祭実行委員会

毎年11月に開催される「大学祭」の企画・運営を行う組織です。大学祭実行委員会は大学祭の企画・運営について、地域、企業との連携を保ちながら企画を推進していきます。

⑤クラブ・サークル連盟

学生会のもとで、クラブ・サークル活動を支援する組織です。

(2) クラブ・サークル活動

新しくクラブ・サークルを設立したい場合は、自治委員会での承認が必要です。手続きについては、学生課に問い合わせてください。

(3) 学生ボランティア

大学生のボランティアは地域から要望が多数あります。

ボランティアを希望する学生は、ボランティア活動前に「ボランティア課外活動願」を学生課に提出してください。ボランティア活動が終了しましたら、活動先で「ボランティア活動証明書」を発行していただき、「ボランティア活動証明書」を学生課へ提出してください。その他、ボランティアに関する相談については、学生課に問い合わせください。

4) 大学からの連絡・お知らせ

(1) Campus Plan portal・WebClass

学生への連絡については、下記のとおり通知します。

V 学生生活

| Campus Plan portal | WebClass |
|--|--|
| 学生生活全般のお知らせ 大学からの事務連絡 【主なお知らせ内容】 ・休講、補講 ・履修登録関係 ・奨学金関係 ・試験の時間割 ・学生個別連絡 | 授業内容に関するお知らせ 授業支援システムとして使用 (学習サポートシステム) 【主なお知らせ内容】 ・授業に関する資料、教材の配付 ・授業に関する提出物のお知らせ 等 |

(2) 電話

緊急の場合は携帯電話または自宅に連絡しますので、着信があれば必ず折り返しの電話を入れるようにしましょう。

5) 入・退館

- (1) 原則として、大学本館および大学1号館は、東門（カリヨンタワー門）や西門を利用し、大学2号館は正面玄関を使用してください。
- (2) 各門の開門時間帯は次の通りです。※変更については事前にお知らせします。
- (3) 大学本館正面玄関は、来客専用で常にセキュリティ対策を行っています。よって大学生の利用は災害時を除いて禁止します。

大学本館・大学1号館

| | 月曜日から金曜日 | 土・日・祝・休暇中 |
|------------------|---------------------------|-------------------------|
| 東門 (カリヨンタワー門) | 7:00～20:30 19:00～20:30 | 土 7:00～20:30 日・祝等 閉門 |
| 西門 | 7:00～20:30 | |

※東門は各休暇期間中や時間帯によってインターホン対応となります。

大学2号館

| | 月曜日から金曜日 | 土・日・祝・休暇中 |
|------|------------|---|
| 正面玄関 | 8:00～20:30 | 土 8:00～20:30 (※11:00～11:45 15:30～16:00 17:30～18:00 の時間帯は正面玄関が 閉まっています。) 日・祝等 閉門 |

6) キャンパスマナー

本学は、認定子ども園から大学が施設を共用しているため、特に大学本館、1号館のある城東キャンパス側においては、独自の環境と独自のルールが設定されています。

本学学生としての自覚と見識をもってお互いが気持ちよく快適に過ごせるように、モラルとマナーの向上に努めましょう。

詳しくは、「大阪信愛学院大学 キャンパスマナーBOOK」を参照してください。

(1) 通学路・通行マナー

大学周辺は、住宅街となっているので、近隣の方々の迷惑にならないよう通行してください。自転車で通学する場合は、周囲をよく見渡し、自動車や歩行者と事故を起こすことがないように安全運転を心がけてください。

また、近隣の道路は片側1車線のため、事故を誘発する送り迎えの駐停車は、危険な行為として認めていません。ただし特別な事情による車での送迎が必要とされる場合は学生課に届け出てください。

(2) 自動車、オートバイでの通学禁止について

本学では、自動車やオートバイでの通学は認めていません。違反の場合は処罰の対象となります。

(3) 自転車通学について

①条件

本学と現住所の通学距離が1km以上で交通の便が悪いと認められる場合は、自転車通学を許可します。自転車通学を希望する学生は「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、学生課へ提出し、許可を受けてください。なお、自転車通学者は自転車保険に加入が必要です。(大阪府自転車条例により加入が義務づけられています)。

② 駐輪場

自転車通学を許可された方は「許可証(自転車ラベル)」を200円で購入し、駐輪時に見えるよう、自転車の後方に貼り、指定された場所に止め、必ず施錠してください。学内での盗難や事故、車両への損傷について、大学側は一切責任を負いません。

③ 走行マナー

自転車による事故が急増しています。信号無視、スマートフォン・携帯電話をしながらの運転、傘差し運転、イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転、スピードの出し過ぎ、危険な運転など、道路交通法違反となる行為はしてはいけません。また、近隣施設や店舗等への無断駐輪は行ってはいけません。

各門の出入り口付近は、本学の学生や生徒・児童・園児の利用はもちろん、近隣の通行人もおられます。出会い頭の衝突事故等を起こさないためにも校門前で必ず下車し、押して駐輪場まで移動してください。構内で自転車に乗っているのを見かけた場合は、危険運転として駐輪許可を取り消す可能性があります。

交通ルールを守り、自転車の乗車用ヘルメットを着用し、安全運転を心がけてください。

(4) 学内での迷惑行為について

①授業・研究・業務の支障となる行為をしてはいけません。

②大学の建物・物品を大切に使用してください。

③授業中は、携帯電話・スマートフォンの電源を必ず切ってください。

※但し、授業担当教員の指示がある場合は使用可能です。

- ④スマートフォンなどによる無断撮影は禁止します。また周囲の人が映り込むことのないよう注意してください。

(5) 学内美化について

- ①可燃・不燃ゴミ、空き缶、空き瓶、ペットボトル等、分別を心がけてください。
②使用後の施設は、次に利用する方のため整理整頓し、不要な電源は落として退室してください。

7) 障がいのある学生への支援

本学では、「大阪信愛学院大学障がいのある学生への支援に関する規定」に基づいて、障がい等の理由により、修学上何らかの支援が必要な学生に応じ、合理的な配慮及び支援を行っています。

学生本人からの「修学のための支援申請書」に基づいて担当者が、障がいの内容や希望する支援を確認し、その後大学が提供できる配慮及び支援の内容について協議を行い、「修学支援計画書」を策定します。策定した支援計画について学生に説明し、合意を得たうえで、具体的な支援を開始します。

8) キャンパス・ハラスメント

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動を行うことができるよう、「大阪信愛学院大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。ハラスメントだと感じたら、ひとりで悩まず、いつでも学生課相談に来てください。

(1) キャンパス・ハラスメントとは

大学の内外を問わず、大学の構成員（学生・教職員等）によって起こるすべてのハラスメント行為を指します。差別的言動、侮辱行為などにより、相手に精神的苦痛を与え、個人の尊厳を侵害するすべての行為をいいます。

キャンパス・ハラスメントには、次のようなものがあります。

① アカデミック・ハラスメント

教員等の優越的地位にある者が、その優位な立場や権限を利用し、指導を受ける者に対して、教育上不適切な言動や、逸脱した指導及び待遇をすることを指します。

〔事例〕ゼミの指導教員が、所属学生に対し、単位や卒業をちらつかせながらその学生の望まないことを強要した。

② パワー・ハラスメント

教職員や上級生、職務関係上で優越的地位にある者が、その優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような言動をすることを指します。

〔事例〕教員が授業中、他の学生の前で特定の学生に対して厳しい叱責を繰り返した

り大声で怒鳴ったりした。

③ セクシャル・ハラスメント

必要のない場面で性的な意味合いを持つ言葉を発したり、相手が望まない言葉や性的な誘いや要求をしたりする行為を指します。

〔事例〕 一対一で、または集団のなかで卑猥な冗談を言ったり、性的なからかいをしたりした。

④ その他のハラスメント

キャンパス・ハラスメントとして上の3種類がよく挙げられますが、それ以外にも、アルコール・ハラスメント（飲酒に関連する嫌がらせや迷惑行為）、ジェンダー・ハラスメント（性別に対する偏見に基づく言動により相手を不快にさせる行為）、モラル・ハラスメント（倫理や道徳に反した精神面に対する嫌がらせ行為）、セカンド・ハラスメント（ハラスメント被害を第三者に相談したものの、適切な対応がなされず、新たな精神的苦痛を受けること）などがあります。

(2) キャンパス・ハラスメントを受けたら

ハラスメントだと感じたら、一人で悩まず、いつでも学生課に相談しに来てください。

窓口で伝えるに難しい場合は、電話でも受け付けています。学院代表番号にかけて、学生課または総務課に取次ぎしてください。

学院代表番号 06-6939-4391

また、本学では相談員を設定しております。各相談員については、**Campus Plan** ポータルでお知らせいたします。メールでの相談も受け付けています。

ハラスメントを受けた時には、「いつ、誰から、どのような場面で」などを詳しくメモに残しておくことをお勧めします。相談する時にとっても有効です。また、友人など周りの人がハラスメントを受けているところを目撃した際には、見て見ぬ振りをせず、力になってあげるようにしましょう。ただし、当事者の意思を尊重したサポートを心掛け、決して無理強いすることのないようにしてください。

キャンパス・ハラスメント等に関する相談、女性に対する犯罪被害相談も学生課が窓口となります。

9) 注意事項（喫煙・飲酒・薬物・ネチケット・クーリングオフ等）

(1) 喫煙

喫煙は法的意味においてのみでなく、20歳を過ぎた学生であっても、その健康上におよぼす影響、また火災等を考慮して本学内ではこれを禁止します（電子たばこも同様）。

(2) 飲酒運転・未成年飲酒等に関する注意

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。また、本学内での飲酒は禁止しています。たとえ20歳を過ぎていてもイッキ飲みや飲酒の強要は重大な事故につながりかねません。また、自動車やバイク、自転車などの飲酒運転は絶対に行ってはいけま

せん。

(3) 違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものであり、絶対に手を出してはいけません。

特に、ファッション性のある MDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分に気をつけて関わらないようにしましょう。

(4) SNS 上での書き込み、情報発信について

SNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）による情報発信は時に他者を傷つけ、社会的に大きな問題として取り上げられています。あらゆる情報は、すでに制限ができないほどあふれています。その中に巻き込まれて被害にあうことも少なくありません。軽い気持ちで行ったことが他人のプライバシーを侵害し、法的に訴えられ、本人はもとより家族や大学に迷惑をかけることにつながる場合もあります。

また、SNS への書き込み公開は、自分とは無関係の第三者が閲覧することは言うまでもなく、安易な書き込みは社会に対し誤解を招き、場合によってはトラブルへ発展します。SNS などのインターネット上には氏名、住所、電話番号、大学名などの個人情報、誹謗中傷、公序良俗に反することなどを安易に書き込まないように気を付けてください。

学生の皆さんは、改めて社会の一員として節度と品位を守り、自覚を持った行動を心掛けましょう。各自が責任をもって利用することでリスクを回避しましょう。

(5) 悪徳商法に関する注意

① マルチ商法・ねずみ講

マルチ商法・ねずみ講につながる誘い、キャッチセールス、就活生をターゲットにした自己啓発セミナーへの勧誘などには、品物を売って、ローンの契約書を作らせるものや、高額な参加費用を払わせるものなどがあります。

被害にあったと思ったら、ためらわずにできるだけ早く、家族・教職員・消費者相談センターに相談してください。もし、誤って契約した場合は、「クーリングオフ」制度があることを知っておいてください。また、被害を拡大することのないよう安易に集会などの誘いに応じないよう十分注意しましょう。

② クーリングオフ

法律・業界等の自主ルールで消費者が一方的に契約をやめられる制度です。その適用や期間は条件によって違うので、なるべく早めに次の相談先で確認してください。

③ 相談先

大阪市消費者センター 06 - 6614 - 0999

大阪府消費生活センター 06 - 6616 - 0888

(6) 旅行に関する注意

家族に行き先、日程、同行者を必ず伝えましょう。

海外旅行をする場合は、出発の一週間前までに学生課に「海外渡航届」を必ず提出してください。この届は、事故やテロ災害、旅行先での感染症にあった場合、緊急安全確保と安否を確認するために必要です。もし、事故等にあった時は、家族はもちろん、学生課にも連絡をしてください。

1 0) 地震等災害にあった場合

(1) 地震が発生した場合

- ①強い揺れを感じた場合は、カバン等で頭部の保護をするとともに、できるだけガラス窓や吊り下げ機器（プロジェクター等）から離れた場所に移動し、机の下に入る等して安全を確保してください。
- ②教職員がいる場合は、教職員の指示に従ってください。
- ③教職員がいない場合は、揺れがおさまるのを待ったのち、ドアを開けて、出口を確保してください。その際、実験中など火気を使っている時は、身の安全を確保した上で、消火してください。
- ④速やかに避難場所に移動してください。その際に、エレベーターは絶対に使用しないでください。

(2) 火災が発生した場合

- ①近くに教職員がいる場合、教職員の指示に従ってください。
- ②近くに教職員がいない場合、教職員や守衛室、周囲に火災を知らせてください。
- ③消火器や屋内消火栓を使用し、初期消火を行ってください。
- ④手に負えない場合は、速やかに避難場所に移動してください。その際に、煙を吸わないように濡らしたタオルやハンカチで口を覆ってください。また、エレベーターは絶対に使用しないこと。

(3) 災害用伝言ダイヤル

災害時に自分の無事や避難先などを知らせる伝言を録音できるシステムで、家族や知人が再生して伝言を聞くことができます。「171」にダイヤルし音声ガイダンスに従って伝言の録音または再生をしてください。

災害時には携帯電話を利用できないことを想定し、NTTの公衆電話は一般電話より優先的に中継回線を確保する「災害時優先電話」の一つとなっていますので、公衆電話も所在を確認しておいて活用しましょう。

また、災害時の連絡方法や対応は常に更新情報を確認することをお勧めします。

災害用伝言ダイヤルの使用方法

①伝言を録音する場合

- ア 「171」に電話をかける
- イ 「1」を押す（暗証番号をつける方法もあり）
- ウ 被災地の方の「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す
- エ 伝言を録音する

②伝言を再生する場合（暗証番号なし）

ア 「171」に電話をかける

イ 「2」を押す（暗証番号をつける方法もあり）

ウ 被災地の方の「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す

エ 伝言を聞く

1 1) 個人情報の保護

本学では、個人の人格尊重の理念の下、個人情報の保護の重要性を認識し、本学が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を「学校法人大阪信愛女学院における在校生等に関する個人情報について」により定めています。このことによって、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益及びプライバシーの保護のために本学が行う個人情報の収集、管理及び利用についての責務を明らかにしているものは以下の通りです。

※ 学生個人情報とは

本学において教育を受け、または受けようとした者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、学籍番号、生年月日、顔写真その他の記述により特定の個人を識別できるものをいいます。

(1) 個人情報の安全管理について

本学は、個人情報が不正に利用される・紛失・滅失、改ざんおよび漏洩することのないよう厳重に管理しています。同時に、個人情報を扱う教員、職員、その他本学の業務に従事する者への管理教育・研修を実施しています。

(2) 第三者への提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはしません。ただし、法律の定める例外の場合は、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

(3) 外部委託について

本学からの各種送付物や、データの入力等に関して、業務の全部又は一部を外部委託する場合は、当該個人情報の漏洩、流出、不正利用等がないよう、委託先に対し誓約書を提出してもらう等の対応を行い、必要かつ適切な管理を義務づけています。

(4) 個人情報の開示・訂正について

学生、保証人の皆様は、所属の各学部など個人情報管理箇所において、個人情報の開示、訂正を請求することができます。

(5) インターネットでのマナーとルール

①スパム（迷惑）メールが届いたときには、返事をしたり転送してはいけません。

②出会い系サイト、海賊版ソフトの通信販売、やせる薬などは迷惑メールなので、注意が必要です。ファイル共有ソフトのダウンロードにも注意しましょう。

③著作権者の許諾を得ていない音楽ファイル・ソフトウェア・映像ファイルなどは、アップロードすることもダウンロードすることも違法行為になります。

V 学生生活

1 2) 遺失物（忘れもの・落とし物）・盗難

(1) 遺失物等の取り扱い

大学生の遺失物と判明した場合は、学生課管理の保管庫で一定期間（約3か月）保管します。また、貴重品については持ち主が特定可能な場合には、Campus Plan ポータルで各自にお知らせします。

引き取られなかった遺失物のうち貴重品は警察に引き渡し、それ以外は3か月をめどに処分します。適宜、遺失物の確認を行ってください。

保管庫設置場所 本館：学生課前通路、2号館：1階エレベーター横

(2) 遺失物を拾得した場合

学内で遺失物を拾得した時は、学生課に届けてください。

(3) 紛失・盗難

学内では不特定多数が施設を共用しているので、私物は自身の責任で管理してください。万一、大学内で盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出てください。

①学生個人用ロッカーが貸与されますが、施錠し貴重品は入れないようにしましょう。

②教室等に私物を放置しないでください。

③貴重品等を紛失した時や万一大学内で盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出てください。

1 3) アルバイト

アルバイトについては、学業や学生生活に支障のない範囲で行うことはもちろん、健康や安全を十分に考えて、最小限にとどめてください。アルバイト先を探す場合は、求人広告やフリーペーパーなどのアルバイト情報の労働条件を細部まで確認してください。

また、学生のアルバイトとして不当なもの（危険作業関係、人体有害作業関係、深夜作業、風俗営業関係、悪質商法関係等）には従事しないようにしてください。なお、本学では原則としてアルバイトの奨励・斡旋は行っていません。

3. 健康管理

有意義な大学生生活を送るためには、心身の健康を保つことが基本です。不規則な生活習慣、アルコールや喫煙等は将来に大きく影響します。規則正しい生活を送り、日頃から健康状態に十分気をつけましょう。

1) 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づいて実施しています。定期健康診断の目的は、病気の早期発見と健康の保持・増進です。また、結核の集団感染を防ぐためでもありますので、毎年必ず受診してください。健康診断の結果は、結果判明後お渡しします。

2) 大阪信愛学院保健センター・Lルーム

(1) 大阪信愛学院保健センター

保健センターは、学生及び教職員の皆さんの健康保持や増進に寄与することを目的として設けられており、次のことを行っています。

日常的な健康相談、定期や臨時の健康診断、そして思わぬケガや病気の時には応急処置を行い（一般用医薬品の内服薬は取り扱っていません）、専門的な治療が必要な場合には近くの病院を紹介しています。学生生活を送る中で、からだの健康面で気になることがあれば、気軽に来てください。また、こころの健康面で気になることがあれば、Lルームと連携し対応いたします。

大学本館や1号館で体調が優れない場合や負傷した場合は、本館1階大学保健室または学生課へお越しくください。大学2号館では、1階事務室までお越しくください。

【利用時間】

大学本館 平日 9:00~17:00

大学2号館 平日 9:00~17:00

【お問合せ】

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 06-6939-4391（代表電話）より学生課までお問合せください。

(2) Lルーム

『Lルーム』とは、本校に設置された相談室（カウンセリングルーム）のことです。

LルームのLはフランス語の lumière の頭文字からとっており、意味は「光」です。

スクールカウンセラーが心理相談に携わっています。Lルームでは学生からの相談を受け付けております。『勉強に身が入らない』『交友関係の悩み』『常に不安を感じる』など、相談するほどではないけれど、少し気にかかることをお話しいただく場所になればと思っています。お気軽にお越しくください。お話しされた内容については、秘密を厳守致します。安心してご利用ください。

相談日は毎週水曜日となっていますが、事前予約が必要です。

【申込方法】

Lルームを利用される際は大学のHPより下記の手順で相談日を事前に申し込んでください。なお、面談場所は大学本館相談室です。

「大学HP」→「キャンパスライフ」→「学生サポート」→「Lルーム相談予約申込」

3) AED（自動体外式除細動装置）

(1) AED

突然心臓停止した時、電気ショックを加えて心臓を元の正常な状態に戻す処置に使う装置です。

AEDは、医療従事者でなくても誰でも使用できます。装置の音声指示に従って操作を行えば、電気ショックが必要か判断してくれます。

V 学生生活

(2) AED 設置場所

大学保健室前廊下、西門守衛室、認定こども園分園、大学2号館1階事務室

4. 学内施設

1) 図書館

学院に所属する認定こども園から大学まですべての資料を一括管理しています。その為、バラエティーに富んだ資料群が構成され、絵本・紙芝居・児童書・一般小説類・宗教関連図書・各方面の専門書・CD・ビデオ・DVD等の視聴覚資料を含め約20万冊を所蔵するユニークな図書館です。

(1) 設置場所

城東キャンパス本館西側 5階建ての建物

(2) 図書館の利用

大阪信愛学院図書館を利用することの出来る者は次のとおりです。

- ① 教職員
- ② 学生
- ③ 卒業生・保護者の方
- ④ 学外者の方

(3) 開館時間

月曜日～金曜日 8:30～18:30
土曜日 8:30～15:00

(4) 定期休館日

定期休館日は次の通り

- ① 学院休日(但し、休暇中は別にその都度定めます)
- ② 館内整理日(その都度事前に掲示します)
- ③ 第2土曜日

(5) 館内閲覧

- ① 閲覧室に配架された図書(開架式)は自由に閲覧することができます。
- ② 「禁帯出」の図書は館内で閲覧できます。

(6) 館外帯出

- ① 各自の学生証を本に添えて、2階カウンターの係を経て借用します。
- ② 貸出数と期間

| 期 間 | | 貸出数 | |
|-----|------------|------------|------------|
| | | 教育 (合計) | 看護 (合計) |
| 図 書 | CD・カセット・雑誌 | | |
| 14日 | 7日 | 20 | 10 |

閲覧や貸出の利用条件は下記ホームページを確認してください。

<https://www.osaka-shinai.ac.jp/library/eturan.htm>



2) ML 教室の利用

「Music Laboratory System」の頭文字から取られており、電子ピアノが20台設置されています。学生用の電子ピアノと教員用の電子ピアノがつながっています。また、マイク付きヘッドホンとモニターで課題曲の演奏状況を送信や録音することが可能で、個々のレッスンやグループアンサンブルも可能です。

(1) 設置場所

大学1号館3階

(2) 利用時間

月曜日～土曜日 8:00～20:00

3) メディアスペース

WiFi環境を整備しており、学内LANを通じてインターネット等による情報収集および情報通信を行うことができます。また、看護分野の専門書が多数配架されており、演習の課題や実習の計画、記録作成に利用されている。

(1) 設置場所

大学2号館1階

(2) 利用時間

月曜日～金曜日 8:00～20:00

(3) 利用規則

- ① 飲食物の持ち込みを禁止します。
- ② 図書は閲覧のみ可能です。
- ③ 資料を持ち出す際は、学生証の提示が必要です。

4) ラーニングコモンズ

学生一人ひとりの主体的な学びを支援する場として、学生・教職員が自由に行き来でき、自由に活発に学び深められる空間です。学生同士の交流やグループディスカッション、グループ学習等で使用可能です。

(1) 設置場所

- ①大学本館2階
- ②大学1号館1階
- ③大学2号館4階

(2) 利用時間

- | | | |
|--------|----------|------------|
| ①大学本館 | ：月曜日～土曜日 | 8:00～20:00 |
| ②大学1号館 | ：月曜日～土曜日 | 8:00～20:00 |
| ③大学2号館 | ：月曜日～金曜日 | 8:00～20:00 |
| | 土曜日 | 8:00～13:30 |

5) 学生ラウンジ

授業の合間に、勉強、休憩や食事をとることができるペースです。

(1) 利用場所

- ①大学本館1階

V 学生生活

②大学1号館3階

③大学2号館2階

(2) 利用時間

①大学本館 : 月曜日～土曜日 8:00～20:00

②大学1号館 : 月曜日～土曜日 8:00～20:00

③大学2号館 : 月曜日～金曜日 8:00～20:00 土曜日 8:00～13:30

6) キャリア支援センター

キャリア支援センターは、就職・進学に関するさまざまな相談やサポートを行っていますので、お気軽にご利用ください。教員採用試験の受験対策を集中して学習できる教職支援センターも利用することができます。

(1) 利用場所

①キャリア支援センター : 大学1号館1階

②教職支援センター : 大学本館3階

(2) 利用時間

①キャリア支援センター : 月曜日～金曜日 8:45～17:00

②教職支援センター : 月曜日～土曜日 8:00～20:00

7) しんあい教育研究ケアセンター

地域における教育や健康についてのさまざまなニーズに対し、本学の「知」を活かして貢献していくことを目的とする施設です。「教育研修」「学術研究」「地域ケア（相談）」「地域連携」「国際交流」の5つの役割を担う拠点として、地域の人々と交流を深めながら、各種事業や活動に取り組みます。また、学生が地域ボランティアや実習等を通じて実社会で学ぶ場としても機能します。看護学部学生は学内演習の実習施設としても活用します。

8) 各施設利用（食堂・購買部等）

(1) 食堂

①食堂は、講堂1階（学院中央）にあります。

②利用時間は、11:00～13:30です。

③パン類の販売は食堂横で9:00～13:30です。

(2) 購買部

①購買部は本館1階にあり、主に文房具類を販売しています。

②利用時間は月曜日から金曜日の8:00～16:00です。

(3) 他の使用可能施設

本学には、授業や課外活動以外でも、個人またはグループで次の施設を使用することができます。施設使用願を提出し、許可を得れば使用可能となります。使用可能時間については、授業や課外活動との兼ね合いとなるため、事前に窓口にて確認してください。

| 使用施設 | 窓口 |
|------------|-----|
| 講義室・教室・演習室 | 教務課 |
| 西グラウンド | 学生課 |
| 学院ホール | |
| 体育館 | |
| 屋内プール | |
| フットサルコート | |

5. PC 利用について

- ①入学後学内アカウントが配付されます。各自パスワード等を紛失しないように注意して取り扱うこと。
 - ②Wi-Fi 設備の使用可能場所については、キャンパスマップをご参照ください。
 - ③ノート PC の貸し出し
 - 大学 2 号館：事務室にて貸出可能です。(10 台)
原則として当日限りの貸出となります。
 - 図書館：カウンターにて貸出可能です。(24 台)
貸出日数については、要相談となります。
- なお、使用時の故障、破損はそのままにせず、必ず貸出窓口に申し出ること。